

(案)

契 約 書

1. 業 務 名 都市におけるICT関連先進的技術を活用したスマートシティ実証業務
2. 業務実施期間 自 平成30年 月 日
至 平成31年 3月25日
3. 契 約 金 額 ¥ , , - (うち消費税及び地方消費税の額 ¥ , -)
消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項、第29条及び地方税法第72条の82、第72条の83の規定に基づき契約金額に108分の8を乗じて得た額である。
4. 履 行 場 所 国土交通省都市局
5. 契 約 保 証 金 額 免 除

上記の業務について、支出負担行為担当官 都市局長 栗田 卓也を発注者とし、株式会社 ○○ ○○ 代表取締役 ○○ ○○を受注者として、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 受注者は別添の仕様書に基づき、頭書の金額をもって、頭書の期間内に頭書の業務を完了しなければならない。

2 仕様書に明示されないものがある場合には、発注者と受注者が協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者の指定した監督職員の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲り渡し、または継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止等)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

6 受注者が、委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。

(履行体制の把握)

第4条 受注者は、前条第3項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

3 受注者が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。

(契約内容の変更・中止等)

第5条 発注者は必要があるときは、業務内容を変更し、または、業務を一時中止し、若しくは打切ることができる。この場合において、履行期間または契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

2 受注者は、前項の場合において損害を受けたときは、発注者に損害の賠償を請求することができる。ただし、賠償額は発注者と受注者が協議して定める。

(第三者に対する損害)

第6条 業務の実施について、第三者に損害をおよぼしたときは、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合には、発注者の負担とする。

2 業務の実施に伴い避けることのできない事由により、第三者に損害が生じた場合において、その第三者に損害を賠償しなければならないときは、発注者の負担において賠償する。ただし、業務の実施につき受注者が損害を防止するために必要な措置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者の負担とする。

3 受注者が第三者に対して損害の賠償をする場合において、その損害の賠償が発注者の負担に係るときは、あらかじめ発注者の同意を得るものとする。

(受注者の使用人による不法行為の責任)

第7条 受注者は業務の実施につき使用した使用人による不法行為については、一切の責を負う。

(代理人等の通知)

第8条 受注者は業務に着手する前にあらかじめ頭書の業務に従事させる受注者の代理人または使用人の氏名等を発注者に通知し、その承認を受けなければならない。

2 前項の発注者に通知すべき事項は、仕様書または別に発注者の定めるところに従う。

3 発注者は受注者の通知した代理人または使用人について、承認しがたいときは、その全部または一部の変更を受注者に要求することができる。この場合、受注者は速やかに発注者の要求に応じなければならない。

4 発注者は受注者が業務に着手した後に、受注者の代理人または使用人に不正行為等があったときは、受注者に対してその改善を要求することができる。

(業務の完了及び検査)

第9条 受注者は毎月または業務が完了したときは、発注者の指定する方法により業務完了

報告書等を発注者に提出し、その日から10日以内に発注者又は発注者の指定した職員より検査を受けなければならない。

- 2 受注者は前項の検査の際、発注者から補正を指示された場合はただちにそれに従わなければならない。また、補正後の検査については前項の規定を準用する。

(請負代金の支払)

第10条 受注者は前条の検査に合格したときは、代金の支払を「官署支出官 国土交通省 大臣官房会計課長」あてに請求するものとする。

- 2 発注者は前項の適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における延滞金等)

第11条 受注者の責に帰する事由により業務の履行を怠り履行期限を経過したときは、発注者は受注者から延滞金を徴収することができる。

- 2 前項の延滞金の額は、履行期限到来額について、履行期限の翌日から履行の完了した日までの日数につき年5パーセントの割合で計算した金額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき事由により前条第2項の代金の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して年2.8パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を請求することができる。

(発注者の契約解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 受注者の責に帰すべき事由により、期限経過後相当の期限を付しても業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
 - 二 正当な事由なくして着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 三 第3条及び第14条の規定に違反したとき。
 - 四 前三号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - 五 第13条の規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 発注者は前項に掲げるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
 - 3 発注者は契約を解除したときは、業務の既済部分についてその部分につき契約の目的が達成されるときは、既済部分に相当する代金相当額を支払わなければならない。
 - 4 受注者は第1項の規定により契約を解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。
 - 5 発注者は第2項の規定により契約を解除した場合に受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者が協議して定めるものとする。
 - 6 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団

員」という。)であると認められるとき。

二 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

7 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の契約解除権)

第13条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 第5条第1項の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

二 第5条第1項の規定により一時中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

三 発注者が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第5項の規定は、前項第三号の事由により契約を解除した場合に準用する。

(秘密の保持)

第14条 受注者またはその代理人及び使用人が頭書の業務を実施するにあたって知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、または、他の目的に利用してはならない。

(遅延利息の徴収)

第15条 受注者がこの契約にもとづく違約金または延滞金を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者はその期限の翌日から納付を完了するまで当該違約金、または、延滞金に年5パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

第16条 発注者は、受注者がこの契約にもとづき発注者に支払うべき金銭債務がある場合は、この契約にもとづき受注者に支払うべき代金等の金銭債務と相殺することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことによ

り、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第18条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 東京都千代田区霞が関2-1-3
支出負担行為担当官
都市局長 栗田 卓也

受注者 ○○○○○
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○